

川西市自動録音電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電話を用いて高齢者に対し、違法又は不当に財物を交付させ、又は財産的利益を処分させる手法による被害（以下「特殊詐欺等被害」という。）の防止を図るため、特殊詐欺等被害を未然に防ぐための機器の購入に要する費用について、予算の範囲内において川西市自動録音電話機等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、川西市補助金等交付規則（平成16年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されている者で、かつ実際にその住所地に居住している者
- (2) 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満65歳以上の者
- (3) 市民税を滞納していない者
- (4) 過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けた世帯に属していない者
- (5) 第6条の申請時において、令和4年度に川西市から自動通話録音機の貸与を受けていない者
- (6) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

2 前項に定めるもののほか、市長が補助金を交付することに特別な事情があると認めた場合は、補助対象者とする。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、以下の各号に掲げるもので、令和5年12月13日から令和7年1月31日の間に購入し、補助対象者が前条第1号の住所登録地で実際に使用するものとする。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録（以下「推奨品目録」という。）に記載されている優良防犯電話のうち、着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する固定電話機（以下「自動録音電話機」という。）又は固定電話機に設置する外付け機器（以下「外付け録音機」という。）
- (2) 推奨品目録に記載のないものであって、着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備えると市長が認める固定電話機又は外付け機器

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器に係る購入費用とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 修理、点検等にかかる経費

- (2) 消耗品の交換等にかかる経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置にかかる経費
- (5) 補助対象機器の配送にかかる経費
- (6) 補助対象機器に係る費用のうちポイント等を使用して支払った部分に係る経費
- (7) 補助対象機器に付随するサービスの加入及び利用に要する費用

2 前条に規定する補助対象機器は、1世帯につき1台に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 自動録音電話機の場合、10,000円。ただし、補助対象経費が10,000円に満たない場合は、補助対象経費と同額
- (2) 外付け録音機の場合、5,000円。ただし、補助対象経費が5,000円に満たない場合は、補助対象経費と同額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器を購入したことを証する領収書やレシート等の写し
- (2) 振込先の口座番号及び口座名義人が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の振込先の口座については、交付申請者本人の名義のものに限るものとする。ただし、交付申請者本人が作成した委任状が提出され、当該委任状によって補助金の受領権限の委任を受けていることが認められる場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、申請内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知する。

(補助金交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定日又は補助金額の確定日において、第2条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により当該補助金受領者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(譲渡等の制限)

第10条 補助金受領者は、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して6年を経過するまでの間、補助対象機器を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(調査への協力)

第11条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月4日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用する。